

福井県報

第 342 号
令和 7 年
3 月 25 日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

規 則

- ※生活保護法施行細則の一部を改正する規則（13・地域福祉課）……………2
- ※福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則（14・労働政策課）……………6
- ※福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（15・道路保全課）……………8
- ※特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則（16・審査指導課）……………9

告 示

- 救急業務に係る医療機関の認定（118・奥越保健所）……………9
- 救急業務に係る医療機関の認定（119・丹南保健所）……………10
- 土地改良区の定款変更の認可（120・丹南農林総合事務所）……………10
- 道路の供用の開始（121・道路保全課）……………10
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（122・河川課）……………10
- ※証紙による収入の方法によらない手数料の指定を廃止する告示（123・審査指導課）……………10

訓 令

- ※福井県消防関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（2・消防保安課）……………11
- ※福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令（3・審査指導課）……………12
- ※福井県会計検査規程の一部を改正する訓令（4・同）……………14

公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（財産活用課）……………15
- シルバー人材センター連合の業務拡大に係る要件緩和（労働政策課）……………16
- 基本測量の実施（土木管理課）……………16

教育委員会規則

- ※福井県立図書館規則の一部を改正する規則（4・生涯学習・文化財課）……………17

教育委員会訓令

- ※福井県立学校の管理運営に関する事務処理規程の一部を改正する訓令（1・高校

- 教育課）……………21
- 人事委員会規則
 - ※福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（7）……………22
- 海区漁業調整委員会指示
 - 漁業法第120条第1項の規定に基づく指示（7-1）……………22
- 海区漁業調整委員会告示
 - 福井海区漁業調整委員会指示第7-1号の規定に基づく様式（1）……………24

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第13号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和60年福井県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（備付書類）</p> <p>第2条 福井県健康福祉センターおよび福井県保健所の設置に関する条例（平成12年福井県条例第6号）第1条第1項の健康福祉センターの長（以下「健康福祉センター所長」という。）は、被保護者につき次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>進学・就職準備給付金決定調書</u>（様式第6号の3）</p> <p>2 (略)</p> <p>（<u>進学・就職準備給付金申請書</u>）</p> <p>第26条の2 省令第18条の9第1項の申請書は、<u>進学・就職準備給付金申請書</u>（様式第50号の2）によるものとする。</p> <p>（<u>進学・就職準備給付金支給決定通知書等</u>）</p> <p>第26条の3 健康福祉センター所長は、法第55条の5第1項の規定により<u>進学・就職準備給付金を支給</u>するときは、<u>進学・就職準備給付金支給決定通知書</u>（様式第50号の3）により通知し、支給しないときは、<u>進学・就職準備給付金不支給決定通知書</u>（様式第50号の4）により通知するものとする。</p>	<p>（備付書類）</p> <p>第2条 福井県健康福祉センターおよび福井県保健所の設置に関する条例（平成12年福井県条例第6号）第1条第1項の健康福祉センターの長（以下「健康福祉センター所長」という。）は、被保護者につき次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>進学準備給付金決定調書</u>（様式第6号の3）</p> <p>2 (略)</p> <p>（<u>進学準備給付金申請書</u>）</p> <p>第26条の2 省令第18条の9第1項の申請書は、<u>進学準備給付金申請書</u>（様式第50号の2）によるものとする。</p> <p>（<u>進学準備給付金支給決定通知書等</u>）</p> <p>第26条の3 健康福祉センター所長は、法第55条の5第1項の規定により<u>進学準備給付金を支給</u>するときは、<u>進学準備給付金支給決定通知書</u>（様式第50号の3）により通知し、支給しないときは、<u>進学準備給付金不支給決定通知書</u>（様式第50号の4）により通知するものとする。</p>

様式第6号の3、様式第49号および様式第50号の2から様式第50号の4までを次のように改める。

様式第6号の3 (第2条関係)

進学・就職準備給付金決定調書								
地区名	ケース番号	対象者名	世帯主名	支払方法	決定内容	決定年月日		
決裁	所長	次長	課長	課員	担当員	起案年月日	決裁年月日	発送年月日
調書のとおり決定してよろしいか。また、御決裁の上、案により通知してよろしいか。								
進学・就職準備給付金決定欄								
支給額								
円								
(進学先または就職先)								
(進学後または就職後の居住先)								
不支給の理由								
進学・就職準備給付金を支給する場合、支給日								
年 月 日								

様式第49号 (第25条関係)

就労自立給付金申請書

年 月 日

健康福祉センター所長 様

申請者 住所または居所
氏名
個人番号

下記のとおり、相違ありませんので、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏名	生年月日
	年 月 日 (歳)
	年 月 日 (歳)
	年 月 日 (歳)
	年 月 日 (歳)

4 公金受取口座の利用について (どちらか1つを選択してください。)

利用する 利用しない

※上記で「利用しない」を選択した場合は、原則、保護費の振込先口座へ給付金が振り込まれます。
なお、上記で「利用しない」を選択した場合で、かつ、保護費の振込先口座以外の口座への振込みを希望する場合は、別途お申し出ください。

様式第50号の2 (第26条の2関係)

進学・就職準備給付金申請書

年 月 日

健康福祉センター所長 様

申請者 住所または居所
(進学する者または就職する者)
氏名

個人番号

下記のとおり、進学・就職準備給付金の支給について関係書類を添えて申請します。
また、下記記載事項のとおり相違ありません。

記

- 1 世帯主の氏名 _____
- 2 申請者の生年月日 _____ 年 月 日
- 3 進学・就職する先 (大学等名、会社名等) 名称 _____
- 4 進学・就職後の居住先 (該当する□にチェックを入れてください。)
 進学・就職前の住宅と同じ
 転居により進学・就職前と異なる住居に居住 (居住 (予定) 地を記載してください。)
居住 (予定) 地 _____

- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

6 関係書類

(1) 進学の場合

- ① 入学手続に着手していることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 入学金を納付したことを証明する書類の写し
 - ・ 入学金延納 (進学後に納付すること) を申請した書類の写し
 - ・ 入学金等の納付が不要な場合、進学先に提出する誓約書や進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
 - ② 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、進学する学校の合格通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

(2) 就職の場合

- ① 就職する見込みであることが確認できる書類として、以下のいずれか
 - ・ 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
 - ・ 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
 - ・ その他確実に就職先に就職することを証する書類
 - ② 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書の写し等
 - ③ その他支給決定にあたり必要な書類
- ※ 上記の書類を申請時に準備できない場合については、就職先の内定通知書や賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、就職するまでにこれらの書類を提出してください。

7 進学・就職準備給付金振込先 (申請者名義の口座に限ります。)

公金受取口座 利用する 利用しない

※ この給付金においては公金受取口座登録制度が適用されますので、上記で「利用する」を選択した場合は、本給付金振込先の記載および通帳の写し等の書類の添付は不要です。

金融機関名 _____ 銀行・信用金庫・信用組合

(該当する金融機関の種類に○をしてください。)

支店名 _____ 支店 (ゆうちょ銀行除く)

記号

--	--	--	--	--

 支店 (ゆうちょ銀行のみ記載)

預金種類 普通預金 当座預金 (該当する□にチェックを入れてください。)

口座番号

--	--	--	--	--	--	--	--

 (右につめて記載してください。)

(カナ)
口座名義人 _____

※ 上記の支店名・口座番号・口座名義人が確認できる通帳の写し等の書類を添付してください。

様式第50号の3（第26条の3関係）

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター所長 印

進学・就職準備給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給日 年 月 日
- 3 支給方法
- 4 支給を決定した理由
- 5 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

様式第50号の4（第26条の3関係）

第 号
年 月 日

様

健康福祉センター所長 印

進学・就職準備給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学・就職準備給付金については、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

- 1 不支給の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

(備考)

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福井県知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として（訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求をした日（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して50日（50日以内に行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合は70日）を経過しても裁決がないとき。②決定、決定の執行または手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 進学・就職準備給付金は、所得税や個人住民税は課されず、国税や地方税の滞納処分による差押えは禁止されています。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の生活保護法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第14号

福井県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福井県訓練手当支給規則（昭和41年福井県規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格の申請および確定等)</p> <p>第10条 訓練手当の支給を受けようとする者（職場適応訓練を受ける者であつて、福井県職場適応訓練委託規則（昭和38年福井県規則第66号）第4条の職場適応訓練申込書により訓練手当の受給資格について認定することができるものを除く。）は、<u>訓練手当受給資格認定申請書（様式第1号）および個人番号（マイナンバー）提供書（様式第1号の2）</u>（以下これらを「<u>認定申請書等</u>」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>認定申請書等</u>を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは訓練手当受給資格認定書（様式第2号。以下「<u>受給資格認定書</u>」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。</p> <p>3 支給対象者は、<u>認定申請書等</u>の記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに、知事にその旨を届け出るとともに、受給資格認定書を提出しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(受給資格の申請および確定等)</p> <p>第10条 訓練手当の支給を受けようとする者（職場適応訓練を受ける者であつて、福井県職場適応訓練委託規則（昭和38年福井県規則第66号）第4条の職場適応訓練申込書により訓練手当の受給資格について認定することができるものを除く。）は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第1号。<u>以下「認定申請書」という。</u>）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、<u>認定申請書</u>を提出した者について、受給資格を有するものと認定したときは訓練手当受給資格認定書（様式第2号。以下「<u>受給資格認定書</u>」という。）をその者に交付し、受給資格を有しないものと認定したときは、その旨をその者に通知するものとする。</p> <p>3 支給対象者は、<u>認定申請書</u>の記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに、知事にその旨を届け出るとともに、受給資格認定書を提出しなければならない。</p> <p>4～6 (略)</p>

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第10条関係）

個人番号（マイナンバー）提供書

年 月 日

福井県知事 様

申請者 住所
氏名

訓練手当受給資格認定申請に伴い、個人番号（マイナンバー）を提供します。

特定 個人 情報	氏名	
	個人番号 (マイナンバー)
	生年月日	年 月 日

※ 代理人が提出する場合、委任者（申請者）からの委任状を提出してください。

所属処理欄

- 番号確認 (方法 個人番号カード (マイナンバーカード) 通知カード その他 ())
- 身元確認 (方法 個人番号カード (マイナンバーカード) 運転免許証 その他 ())
- その他 ()

上記の特定個人情報について、相違ありません。

確認日 年 月 日

所属 職・氏名

(担当 職・氏名)

登録日 年 月 日 受領番号

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第15号

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県自動車駐車場の設置および管理に関する条例施行規則（平成16年福井県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(駐車料金の免除)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により駐車料金を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる者が運転し、または同乗する自動車を駐車させる場合(次号に掲げる場合を除く。)</u> 駐車料金(前払料金ならびに浅水駅前駐車場定期駐車券および福井駅西口地下駐車場定期駐車券に係る駐車料金を除く。)の2分の1に相当する額 ア～ウ (略)</p> <p>(2) <u>前号アからウまでに掲げる者が運転し、または同乗する自動車を駐車させる場合(福井駅東口駐車場に駐車させる場合に限る。)</u> 100円</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 前項第1号または第2号に掲げる場合において駐車料金の免除を受けようとする者は、<u>第1号に掲げる場合にあつては駐車料金を納付する際、第2号に掲げる場合にあつては同号の規定による免除を受けられることを証する書類の交付を受ける際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを知事に提示しなければならない。</u></p> <p>3 第1項第3号に掲げる場合において駐車料金の免除を受けようとする者は、第3条第3項または第4項の規定により申請書を提出する際に、定期乗車券を知事に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項第4号に掲げる場合において駐車料金の免除を受けようとする者は、<u>駐車料金免除申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(駐車料金の免除)</p> <p>第8条 条例第7条の規定により駐車料金を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる者が運転し、または同乗する自動車を駐車させる場合 駐車料金(前払料金ならびに浅水駅前駐車場定期駐車券、福井駅西口地下駐車場定期駐車券および福井駅東口駐車場に係る駐車料金を除く。)の2分の1に相当する額 ア～ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる場合において駐車料金の免除を受けようとする者は、<u>駐車料金を納付する際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを知事に提示しなければならない。</u></p> <p>3 第1項第2号に掲げる場合において駐車料金の免除を受けようとする者は、第3条第3項または第4項の規定により申請書を提出する際に、定期乗車券を知事に提示しなければならない。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる場合において駐車料金の免除を受けようとする者は、<u>駐車料金免除申請書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。</u></p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第16号

特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（一般競争入札の公告）</p> <p>第4条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して40日前までに県報に登載して公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>（入札の公告または公示事項）</p> <p>第6条 第4条の規定による公告または前条の規定による公示は、財務規則第149条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第11条</u>の入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>（一般競争入札の公告）</p> <p>第4条 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して40日前まで <u>（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告をその入札期日の前日から起算して24日前までに行う旨を記載したものに限る。）に係る一般競争入札については、24日前まで）</u>に県報に登載して公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。</p> <p>（入札の公告または公示事項）</p> <p>第6条 第4条の規定による公告または前条の規定による公示は、財務規則第149条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載してしなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>第10条</u>の入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(4)~(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示

福井県告示第118号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 阿部病院
- 3 所在地 大野市元町8番6号
- 4 認定年月日 令和7年2月27日
- 5 認定の有効期間
自 令和7年3月29日
至 令和10年3月28日

福井県告示第119号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 区分 救急病院
- 2 名称 斎藤病院
- 3 所在地 福井県鯖江市中野町6-1-1
- 4 認定の有効期間
自 令和7年4月1日
至 令和10年3月31日

福井県告示第120号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
四ヶ浦小樟土地改良区	令和7年3月7日

福井県告示第121号

一般国道416号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年3月25日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	416号	福井市江上町64字池ヶ谷2番11から福井市剣大谷町1字宮中4番6まで	令和7年3月28日

福井県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 施行者の名称
高浜町
- 2 都市計画事業の種類および名称
高浜都市計画下水道事業
高浜町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年9月21日から令和11年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

福井県告示第123号

証紙による収入の方法によらない手数料の指定を廃止する告示を次のように定める。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

証紙による収入の方法によらない手数料の指定を廃止する告示
証紙による収入の方法によらない手数料の指定（昭和40年福井県告示第503号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

訓 令

福井県訓令第2号

庁中一般
各出先機関

福井県消防関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県消防関係職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福井県消防関係職員被服貸与規程（昭和30年福井県訓令第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																													
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、福井県職員で消防関係の職務に従事するもの（<u>消防学校において消防職員および消防団員に対する教育訓練業務に従事する職員ならびに防災航空事務所において災害時等における救助活動に従事する防災航空隊員を除く。以下「消防関係職員」という。</u>）に対して貸与する被服その他の物品（<u>以下「被服等」という。</u>）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(品目、員数および貸与期間)</p> <p>第2条 <u>消防関係職員に貸与する被服等の品目、員数および1回の貸与期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、消防保安課長は、その員数を増減し、または貸与期間を延長し、もしくは短縮することができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">品目</th> <th style="width: 25%;">員数</th> <th style="width: 50%;">貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帽子</td> <td style="text-align: center;"><u>冬夏各1個</u></td> <td>4 8月</td> </tr> <tr> <td>冬服</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td>4 8月</td> </tr> <tr> <td>夏服</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td>2 4月</td> </tr> <tr> <td>胸章</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(貸与品の取扱い)</p>	品目	員数	貸与期間	帽子	<u>冬夏各1個</u>	4 8月	冬服	1着	4 8月	夏服	1着	2 4月	胸章	(略)	(略)	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、福井県職員で消防関係の職務に従事するもの（以下「<u>消防職員</u>」という。）に対して貸与する被服に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(品目、員数および貸与期間)</p> <p>第2条 <u>消防職員に貸与する被服の品目、員数および1回の貸与期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由がある場合には、知事は、その員数を増減し、または貸与期間を延長し、もしくは短縮することができる。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">品目</th> <th style="width: 25%;">員数</th> <th style="width: 50%;">貸与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>帽子</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td>4 8月</td> </tr> <tr> <td>日おおい</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td><u>3 6月</u></td> </tr> <tr> <td>冬兼合服</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td>4 8月</td> </tr> <tr> <td>盛夏略衣</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td>2 4月</td> </tr> <tr> <td>甲外とう</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td><u>4 8月</u></td> </tr> <tr> <td>乙外とう</td> <td style="text-align: center;">1着</td> <td><u>3 6月</u></td> </tr> <tr> <td>半長ぐつ</td> <td style="text-align: center;">1足</td> <td><u>2 4月</u></td> </tr> <tr> <td>胸章</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>腕章</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td><u>3 6月</u></td> </tr> </tbody> </table>	品目	員数	貸与期間	帽子	1個	4 8月	日おおい	1個	<u>3 6月</u>	冬兼合服	1着	4 8月	盛夏略衣	1着	2 4月	甲外とう	1着	<u>4 8月</u>	乙外とう	1着	<u>3 6月</u>	半長ぐつ	1足	<u>2 4月</u>	胸章	(略)	(略)	腕章	1個	<u>3 6月</u>
品目	員数	貸与期間																																												
帽子	<u>冬夏各1個</u>	4 8月																																												
冬服	1着	4 8月																																												
夏服	1着	2 4月																																												
胸章	(略)	(略)																																												
品目	員数	貸与期間																																												
帽子	1個	4 8月																																												
日おおい	1個	<u>3 6月</u>																																												
冬兼合服	1着	4 8月																																												
盛夏略衣	1着	2 4月																																												
甲外とう	1着	<u>4 8月</u>																																												
乙外とう	1着	<u>3 6月</u>																																												
半長ぐつ	1足	<u>2 4月</u>																																												
胸章	(略)	(略)																																												
腕章	1個	<u>3 6月</u>																																												

第3条 被服等の貸与を受けた消防関係職員（以下「被貸与職員」という。）は、貸与の目的に従い、勤務時間中、貸与を受けた被服等（以下「貸与品」という。）を着用しなければならない。ただし、消防保安課長が貸与品を着用する必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 被貸与職員は、貸与品を譲渡し、または貸与の目的以外に使用してはならない。

（着用期間）

第4条 冬服および夏服の着用期間は、次のとおりとする。ただし、消防保安課長は、気候その他の状況により、当該期間を変更することができる。

(1) 冬服 10月1日から翌年5月31日まで

(2) 夏服 6月1日から9月30日まで

（貸与品の返納）

第5条 貸与品の貸与期間が満了した場合、被貸与職員が休職、失職、退職、免職その他の事由により消防関係の職務に従事することを要しなくなった場合または消防保安課長の要求があった場合には、遅滞なく貸与品を返納しなければならない。

（損害賠償）

第6条 被貸与職員は、故意または重大な過失により貸与品を亡失し、または毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該亡失または毀損につきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（服制）

第7条 消防関係職員の服制については、別に定める。

（貸与品の返納）

第3条 貸与品の貸与期間が満了した場合、消防職員が休職、失職、退職、免職その他の事由により消防関係の職務に従事することを要しなくなった場合または知事の要求があった場合には、遅滞なく貸与品を返納しなければならない。

（貸与品の取扱責任）

第4条 貸与品の全部または一部を滅失し、またはき損した場合その他特別の必要がある場合には、これに代る貸与品を貸与するものとする。ただし、その滅失またはき損が本人の故意または重大な過失による場合には、その者は滅失し、またはき損した貸与品の代価として品目ごとに知事が定める額を弁償しなければならない。

（服制）

第5条 消防職員の服制については、別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第3号

庁中一般

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県出納事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県出納事務決裁規程（昭和41年福井県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決)</p> <p>第3条 審査指導課長の職にある出納員、審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）、<u>会計局会計課（以下「会計課」という。）の課内室長（以下「室長」という。）の職にある出納員、警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員</u>ならびにかいの出納員は、別表に定めるところにより、専決することができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 審査指導課長の職にある出納員の専決事項（<u>3、4および5</u>に掲げる事項を除く。） (1)～(7) (略)</p> <p>2 審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）の専決事項（<u>3、4および5</u>に掲げる事項を除く。） (1)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>警察本部会計課次席および警察本部会計課の当該事務を所掌する課長補佐の職にある出納員の専決事項</u> <u>その所管に属する次の事項（警察署に係るものに限る。）</u> (1) <u>規則第4条第5項の規定によりかい長に委任された支出負担行為および福井県出先機関事務決裁規程により出先機関の長の専決事項とされた工事の執行に係る支出負担行為の合議に関すること。</u> (2) <u>歳出の更正に関すること。</u> (3) <u>過誤納金の還付または充当に関すること。</u> (4) <u>前渡資金の精算に関すること。</u> (5) <u>概算払の精算に関すること。</u> (6) <u>支出命令、戻入命令または支出取消命令の確認に関すること。</u> (7) <u>歳入歳出外現金の払出しの確認に関すること。</u></p> <p>5 <u>かい（東京事務所、名古屋事務所、京都事務所および大阪事務所に限る。）の出納員の専決事項</u> (略)</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 審査指導課長の職にある出納員、審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）<u>および会計局会計課（以下「会計課」という。）の課内室長（以下「室長」という。）の職にある出納員</u>ならびにかいの出納員は、別表に定めるところにより、専決することができる。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 審査指導課長の職にある出納員の専決事項（<u>3および4</u>に掲げる事項を除く。） (1)～(7) (略) <u>(8) 福井県証紙および県税に係る証紙の受入れおよび払出しに関すること。</u></p> <p>2 審査指導課長補佐および審査指導課の当該事務を所掌する総括主任の職にある出納員（総括主任の職にある出納員が置かれていない場合にあつては、当該事務を担当する主任の職にある出納員）の専決事項（<u>3および4</u>に掲げる事項を除く。） (1)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>かい（東京事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所および警察署に限る。）の出納員の専決事項</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県出納事務決裁規程の規定は、令和7年度の予算に係る出納事務から適用し、令和6年度の予算に係る出納事務については、なお従前の例による。

福井県訓令第4号

庁中一般
各出先機関

福井県会計検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

福井県会計検査規程の一部を改正する訓令

福井県会計検査規程（昭和35年福井県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

「 10 証紙収納額計算書

年度 : 年度

所属 :

会計区分 :

年 月末現在 (単位：円)

目 節 細 節	収 納 額			備 考
	所属専決分	本庁進達分	計	
合 計				

(注) この表は、現年度分について記入すること。

様式第1号中

11 証紙収納額決算書

年度 : 年度

所属 :

会計区分 :

年 月末現在 (単位：円)

目 節 細 節	収納額			備考
	所属専決分	本庁進達分	計	
合計				

を削り、同様式中「12 事務担当者調書」を「10 事務担

当者調書」に改める。

様式第3号中	「	エ 滞納処分の関係書類 オ 証紙ちょう付書類 (戻出) カ 証紙収納額の報告 キ 現金領収 (現金領収証書等の受払発行) (簡易領収書および観覧券等の受払発行) (納入通知書等による領収証書の発行) (証券の取扱い) (現金証券の払込み) (証券不渡の処置) ク 釣銭の管理 ケ 戻出 コ 未収入金の措置	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	を
	「	エ 滞納処分の関係書類 オ 現金領収 (現金領収証書等の受払発行) (簡易領収書および観覧券等の受払発行) (納入通知書等による領収証書の発行) (証券の取扱い) (現金証券の払込み) (証券不渡の処置) カ 釣銭の管理 キ 戻出 ク 未収入金の措置	適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否 適 否	

附 則

(施行期日)

- この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この訓令による改正前の福井県会計検査規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

- 落札に係る特定役務の名称および数量
福井県庁舎、福井県議会議事堂および福井県警察本部庁舎（以下「福井県庁舎等」という。）で使用する電気
6,631,000kWh（高圧受電、契約電力1,700kW）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県総務部財産活用課

福井県福井市大手3丁目17番1号

- 3 落札者を決定した日
令和7年2月27日
- 4 落札者の名称および住所
北陸電力株式会社福井支店
福井県福井市日之出1丁目4番1号
- 5 落札金額
149,291,615円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和7年1月7日

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において準用する同法第39条第1項の規定に基づき、福井県知事が指定する福井県シルバー人材センター連合の業務拡大の範囲は、以下に掲げる地域、業種および職種において行うものとし、令和7年3月25日から施行する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

業種 (日本標準産業分類の中分類)	職種 (厚生労働省職業分類の中分類)	実施予定地域
59-機械器具小売業	096 清掃・洗浄作業員	福井県内全域
87-協同組合（他に分類されないもの）	034 一般事務・秘書・受付の職業	福井県内全域
85-社会保険・社会福祉・介護事業		福井市
79-その他の生活関連サービス業	057 居住施設、ビル等の管理の職業	福井市
80-娯楽業		
85-社会保険・社会福祉・介護事業		
01-農業	064 農業の職業（養畜・動物飼育・植木・造園を含む）	坂井市
74-技術サービス業（他に分類されないもの）	099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	福井県内全域
81-学校教育		
56-各種商品小売業	082 配送・集荷の職業	鯖江市、小浜市、おおい町

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和7年3月3日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の

規定により、次のとおり公示する。

令和7年3月25日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 3 作業の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 作業の地域
福井県全域

教育委員会規則

福井県立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第4号

福井県立図書館規則の一部を改正する規則

福井県立図書館規則（昭和56年福井県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(図書館資料)</p> <p>第6条 図書館資料は、所定の場所で自由に利用することができる。ただし、書庫（公開した書庫を除く。）内にある<u>図書館資料の利用の手続は、館長が別に定める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(利用登録)</p> <p>第10条 館外利用をしようとする者は、<u>次の各号に掲げる事項を館内の情報端末機器またはインターネットを通じて入力した後、必要な証明書類を提示して、利用カード（様式第1号）または利用登録番号（以下「利用カード等」という。）の交付を受けなければならない。ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 氏名</p> <p>(2) 生年月日</p> <p>(3) 住所</p> <p>(4) 電話番号</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認める事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>利用カード等の交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、第1項の規定により入力した事項に変更が生じたときは、直ちに、館内の情報端末機</u></p>	<p>(図書館資料)</p> <p>第6条 図書館資料は、所定の場所で自由に利用することができる。ただし、書庫（公開した書庫を除く。）内にある<u>図書館資料は、閲覧票（様式第1号）または情報端末機器から出力した帳票を係員に提出して利用しなければならない</u></p> <p>。 </p> <p>2 (略)</p> <p><u>(情報端末機器)</u></p> <p>第6条の2 <u>情報端末機器は、自由に利用することができる。</u></p> <p>(利用者の資格)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(利用カード)</p> <p>第10条 館外利用をしようとする者は、<u>必要な証明書類を添えて、利用カード申込書（様式第2号）を館長に提出し、利用カード（様式第3号）の交付を受けなければならない。ただし、館長が適当と認めた者は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>利用カードの交付を受けた者は、利用カード申込書により届け出た事項に変更を生じたときは、直ちに、その旨を館長に届け出なければならない。</u></p>

器またはインターネットを通じて登録の変更を申請しなければならない。この場合において、同項第1号または第3号に掲げる事項に変更が生じたときは、当該変更を確認することができる書類を提示しなければならない。

- 4 利用カード等の有効期間は、5年とする。
- 5 利用カード等は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- 6 (略)

(個人番号カードの利用)

第10条の2 利用登録者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を利用カードとして利用することができる。

- 2 (略)

(利用手続)

第11条 館外利用をしようとする者は、係員に利用カードを提示し、もしくはインターネットを通じてスマートフォン、タブレットその他これらに類する機器により利用登録番号を提示し、または自動貸出機に利用カード等を認識させなければならない。

- 2 (略)

(利用の停止または禁止)

第12条 館長は、前3条の規定に違反して利用カード等を使用した者または館長の指示に従わない者に対し、館外利用を停止し、または禁止することができる。

(特別館外利用)

第13条 (略)

- 2 前項の規定による館外利用の手続は、館長が別に定める。

第4章 団体用文庫

(団体用文庫の設置等)

第14条 図書館に、次の各号に掲げる文庫（以下「団体用文庫」という。）を当該各号に定める目的により置く。

- (1) (略)
- (2) 貸出文庫 県内の市町図書館の活動および県内の他の図書館、公民館、学

- 4 利用カードの有効期間は、3年とする。
- 5 利用カードは、他人に貸与し、または譲渡してはならない。
- 6 (略)

(個人番号カードの利用)

第10条の2 前条の規定により利用カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。次項において同じ。）を利用カードとして利用することができる。

- 2 (略)

(利用手続)

第11条 館外利用をしようとする者は、利用カードを添えて、またはインターネットを通じてスマートフォン、タブレットその他これらに類する機器に表示される利用カード情報（以下「利用カード情報」という。）を提示して、利用しようとする図書館資料を係員に提出しなければならない。

- 2 (略)

(利用の停止または禁止)

第12条 館長は、前2条の規定に違反して利用カードもしくは利用カード情報を使用した者または館長の指示に従わない者に対し、館外利用を停止し、または禁止することができる。

(特別館外利用)

第13条 (略)

- 2 前項の規定により館外利用をしようとする者は、特別館外・市町図書館等貸出文庫利用申込書（様式第4号。以下「利用申込書」という。）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

第4章 貸出文庫

(貸出文庫の設置等)

第14条 図書館に、次の各号に掲げる文庫（以下「貸出文庫」という。）を当該各号に定める目的により置く。

- (1) (略)
- (2) 市町図書館等貸出文庫 市町図書館の活動および県民の学習活動を支援

校、官公署または館長が適当と認める団体（次項において「団体」という。）の学習活動を支援

2 館長は、団体から団体用文庫の利用の申出があったときは、期間を定めて利用させることができる。

（利用の手続）

第15条 前条の規定により団体用文庫を利用するために必要な手続は、館長が別に定める。

（申込み等）

第18条 図書館資料の複写または用紙への出力を依頼しようとする者は、複写等申込書（様式第2号）を館長に提出しなければならない。

（利用の制限）

第19条 図書館資料以外の資料は、複写しない。ただし、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項に規定する図書館等から資料を借り受け、同条第1号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

2 （略）

（寄託の受付等）

第22条 （略）

2 前項の寄託をしようとする者は、寄託申込書（様式第3号）に現品を添えて、館長に申し込まなければならない。

3 館長は、寄託を受けたときは、寄託受書（様式第4号）を交付するものとする。

2 館長は、県内の他の図書館、公民館、学校、官公署または館長が適当と認める団体から貸出文庫の利用の申出があったときは、期間を定めて利用させることができる。

（利用の手続）

第15条 かたらい文庫を利用しようとする者（県内の他の図書館を除く。）は、かたらい文庫利用登録申請書（様式第5号）を館長に提出し、利用登録を行わなければならない。

2 市町図書館等貸出文庫を利用しようとする者は、利用申込書を館長に提出し、承認を得なければならない。

3 貸出文庫の利用に要する経費は、当該利用の申込みをした者の負担とする。

（申込み等）

第18条 図書館資料の複写または用紙への出力を依頼しようとする者は、複写等申込書（様式第6号）を館長に提出しなければならない。

（利用の制限）

第19条 図書館資料以外の資料は、複写しない。

2 （略）

（寄託の受付等）


第22条 （略）

2 前項の寄託をしようとする者は、寄託申込書（様式第7号）に現品を添えて、館長に申込まなければならない。

3 館長は、寄託を受けたときは、寄託受書（様式第7号の2）を交付するものとする。

様式第1号を次のように改める。

(表)

<h1>利用カード</h1>	
	
	ふりがな 氏名
福井県立図書館・文書館 若狭図書学習センター	

(裏)

<p>1. この利用カードは、福井県立図書館・福井県文書館・若狭図書学習センター共通です。</p> <p>2. このカードを他人に貸したり、譲ったりしないでください。</p> <p>3. このカードを紛失したり、住所・勤務先等が変更になったりした場合はすぐに届け出てください。</p> <p>4. このカードは、5年ごとに更新手続が必要です。</p>		
<p>福井県立図書館 福井市下馬町5-1-1 ☎0776(33)8860</p>	<p>福井県文書館 福井市下馬町5-1-1 ☎0776(33)8890</p>	<p>若狭図書学習センター 小浜市南川町6-1-1 ☎0770(52)2705</p>

様式第2号から様式第5号までを削り、様式第6号を様式第2号とし、様式第7号を様式第3号とする。
様式第7号の2中「福県図」を「県図」に改め、同様式を様式第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の福井県立図書館規則（次項において「旧規則」という。）第10条第1項の規定により交付を受けている利用カードで現にその効力を有するものは、この規則の施行の日以後においては、この規則による改正後の福井県立図書館規則第10条第1項の規定により交付を受けた利用カードとみなす。

3 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第1号

福井県立学校の管理運営に関する事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

福井県教育委員会

福井県立学校の管理運営に関する事務処理規程の一部を改正する訓令

福井県立学校の管理運営に関する事務処理規程（昭和46年福井県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号

年 月 日
収納証明書類貼付欄
【申込番号】
□□□□□□□□□□□□□□□□
(手数料納付システム利用時に記入)
福井県立〇〇高等学校長 様
現住所
(ふりがな)
氏名
生年月日
聴講許可申請
私は、下記のとおり聴講を希望しますので、許可くださるよう申請いたします。
記
1 聴講の目的
2 聴講希望科目
3 添付書類 履歴書1通

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

人事委員会規則

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月25日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第7号

福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則および福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則(昭和30年福井県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第25号から様式第27号までの規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

海区漁業調整委員会指示

福井海区漁業調整委員会指示第7-1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、水深200メートル以浅の玄達瀬の海域において、毎年1月1日から12月31日までの間、いか類を除く水産動物(以下「水産動物」という。)の採捕について、次のとおり制限する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用して行う場合は、この限りでない。

令和7年3月25日

福井海区漁業調整委員会

会長 小林 利幸

第1 制限内容

- 1 手釣りまたはさお釣りにより水産動物を採捕してはならない。
- 2 遊漁船業者は、前項の規定に違反して水産動物を採捕する利用客を、当該海域に案内

してはならない。

第2 承認漁法

承認の対象漁法は、釣り漁業が行う釣り、遊漁船業および遊漁が行う錨等を海底に投入し船を固定して行う手釣りまたはさお釣り（以下「錨止め釣り」という。）ならびに遊漁船および遊漁が船を錨等で固定させずに行う手釣りまたはさお釣り（以下「流し釣り」という。）のうち浮き魚を対象としたルアーによる流し釣りとする。

第3 釣り漁業、遊漁船業および遊漁の期間

釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うことができる期間は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：5月1日から4月30日まで

ただし、錨泊め釣りは5月1日から6月15日までの間は禁止する。

(2) 遊漁船業：6月16日から8月15日まで

(3) 遊漁：6月16日から8月15日まで

第3の2 承認期間

釣り漁業、遊漁船業および遊漁にかかる承認期間は、福井海区漁業調整委員会がその都度定める5月1日から始まる2年間とする。

ただし、承認期間の途中で承認するものの承認の期間は、当該承認期間が終了する日までの期間とする。

第4 承認隻数等

釣り漁業、遊漁船業および遊漁の承認隻数は、次のとおりとする。

(1) 釣り漁業：160隻以内

(2) 遊漁船業：160隻以内

(3) 遊漁：一日あたり50隻以内

第4の2

釣り漁業および遊漁船業で、前項の隻数を超過して申請があった場合の承認については、前年度の操業実績者を優先するものとし、操業実績のない者および新規の申請者については、福井海区漁業調整委員会による公正な抽選に基づき承認する船舶を選定する。

第5 承認の申請

釣り漁業および遊漁船業にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、福井海区漁業調整委員会が別に示した団体（別表1、以下「団体」という。）の長の副申書とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

遊漁にかかる承認を受けようとする船舶の所有者または使用者は、団体が作成した名簿に掲載された船舶かつ者に限るものとし、申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

ただし、当該海域において、試験研究または教育実習のために水産動物を採捕する場合は、副申書に代えて、試験研究計画書または教育実習計画書を添付した申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出して、承認を受けなければならない。

第5の2

承認を申請する場合は、別表2に示す区分ごとに定められた操業資格を有していることを確認できる書面の写し（別表2提出書面）を申請書に添付しなければならない。

第5の3

船舶を所有しない者で当該承認を受けようとする使用者は、船舶使用承諾証明書を申請書に添付しなければならない。

第6 承認証および標旗の交付

福井海区漁業調整委員会長は、承認をしたときは、承認証および標旗を交付するものとする。

第6の2

交付を受けた承認証または標旗を亡失し、またはき損し、再交付を受けようとする船舶の所有者または使用者は、理由および団体の長の証明を付して紛失届を提出しなければならない。

第7 制限または条件

承認するに当たっては、次のとおり制限または条件を付する。

(1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行う時は、標旗を船橋の見やすい場所に揚げなければならない。

(2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。

(3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。

第7の2

遊漁船業および遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間にかかる釣り漁業、遊漁船業および遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。

第7の3

承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業、遊漁船業および遊漁を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかななければならない。

第7の4

承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各項に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第8 違反者の措置

承認を受けた船舶の所有者または使用者が、制限または条件あるいは指摘事項に違反した場合には、福井海区漁業調整委員会長は当該船舶の承認を取り消すことができる。

第9 承認事項の変更

承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書

とともに申請書を福井海区漁業調整委員会長に提出しなければならない。

第10 承認証の書き換え交付

福井海区漁業調整委員会長は第9の変更承認をしたときは承認証を書き換えて交付するものとする。

第11 承認証の返納

承認を受けた者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは令和7年3月12日付けで締結した玄達瀬釣りに係る漁場利用協定書第2条に規定されている資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。

第12 申請書類等の様式

申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第13 指示の有効期間

令和7年5月1日から令和9年4月30日まで。

別表1

区分	団体
釣り漁業および遊漁船業	1 漁業協同組合
	2 遊漁船業協同組合
	3 その他、玄達瀬に関する漁場利用協定に締結した団体
遊漁	1 福井県小型船交通安全対策協議会

別表2

区分	操業資格	提出書面
釣り漁業	・総トン数20トン未満の船舶で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶	・船舶検査証書の写し
	・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者	・船舶操縦免許証の写し
	・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶	・漁業無線の場合不要 ・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
	・遊漁船業の適正化に関する法律第3条の遊漁船業の登録を受けている業者かつ船舶であり、同法第4条第1項6号の事項（損害賠償措置の保険期間）の変更	・遊漁船業の登録通知書の写し ・遊漁船業の変更通知書の写し（現在有効の損害賠償措置の保険期間が記載されていること）

遊漁船業	更について、第7条に基づき届出されていること	
	・総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶（ただし、20トン未満に限る）で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶	・船舶検査証書の写し
	・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者	・船舶操縦免許証の写し
	・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶	・釣り漁業と兼ねて申請する場合は不要。 ・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
遊漁	・総トン数3トン以上または船舶の登録長8メートル以上の船舶（ただし、20トン未満に限る）で、船舶検査証書の航行区域又は制限において玄達瀬海域を航行区域とする船舶	・船舶検査証書の写し
	・航行区域が沿岸5海里以上の船長資格受有者	・船舶操縦免許証の写し
	・玄達瀬から確実に無線連絡が可能な陸船間の通信手段を装備する船舶	・無線従事者免許証の写しおよび無線局免許状の写しのほか、設備の装備を確認できる書類
	・対物賠償および対人賠償にかかる賠償責任ならびに船体救助および人命救助にかかる捜索救助費用に関する保険に加入している者かつ船舶	・保険証券の写し等

海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第1号

福井海区漁業調整委員会指示第7-1号（令和7年3月25日）第12の規定に基づく様式は、次のとおりとする。

令和7年3月25日
福井海区漁業調整委員会
会長 小林 利幸

玄達瀬承認事務 様式集

福井海区漁業調整委員会

第5関係 様式

玄達瀬釣り漁業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における釣り漁業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 流し釣り 1月 1日から12月31日まで
錨泊め釣り 1月 1日から 4月30日まで
および 6月16日から12月31日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号 FK -
 - (3) 総トン数 トン
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 (自己所有船・使用貸借権) いずれかに○
- 7 添付書類
 - (1) 別表2に規定される内容について証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5関係 様式

玄達瀬遊漁船業承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁船業の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トン メートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用権の種類 (自己所有船・使用貸借権) いずれかに○
- 7 添付書類
 - (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用権の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5関係 様式

玄達瀬遊漁承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

玄達瀬における遊漁の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 操業区域 水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
- 3 釣り対象魚
- 4 操業期間 6月16日から8月15日まで
- 5 根拠地
- 6 使用する船舶
 - (1) 船名 丸
 - (2) 漁船登録番号または船舶検査番号
 - (3) 総トン数または登録長 トン メートル
 - (4) 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
 - (5) 使用权の種類 (自己所有船・使用貸借権) いずれか○
- 7 添付書類
 - (1) 委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を証明できる書面の写し。

[注] 上記6の「(5)使用权の種類」が使用貸借権の場合、「船舶使用承諾書」(第5の3関係様式)を添付すること。

第5の3関係 様式

船舶使用承諾証明書

令和 年 月 日


住所
氏名

私は次のとおり船舶を玄達瀬釣りに使用することを承諾していることを証明します。

記

- 1 使用者
- 2 船名 丸
- 3 漁船登録番号または船舶検査番号
- 4 総トン数または登録長 トン メートル
- 5 推進機関の種類および馬力数 ジーゼル 馬力
- 6 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

第6関係 様式 (表面)

漁調委約第 *** 号	
釣 り 漁 業 承 認 証	
住所 *** ** 氏名 ** **	
1 釣りの種類	流し釣り および 錨泊め釣り
2 操業区域	水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
3 操業期間	流し釣り 1月 1日から12月31日まで 錨泊め釣り 1月 1日から 4月30日まで および 6月16日から12月31日まで
4 使用船舶	
(1) 船名	***** 丸
(2) 漁船登録番号	FK-*****
(3) 総トン数	***** トン
(4) 推進機関の種類および馬力数	***** ** 馬力
5 承認の有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 制限または条件	(1) 裏面記載のとおり
令和 年 月 日	
福井海区漁業調整委員会 会長 	

第6関係 様式 (裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して釣り漁業を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 釣り漁業の乗組員は、船舶検査証書に記載された漁労をする人数以内とする。
- (4) 漁業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、4月から9月および10月から翌年3月の各期の終了後1か月以内に、それぞれの期間にかかる漁業の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (5) 承認を受けた船舶を使用して、釣り漁業を行うときは、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (6) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (8) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6関係 様式(表面)


漁調委釣第 *** 号	
<h2 style="margin: 0;">遊 漁 船 業 承 認 証</h2>	
住所 *** **	
氏名 *** **	
1 釣りの種類	流し釣りおよび錨泊め釣り (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
2 操業区域	水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
3 操業期間	6月16日から 8月15日まで
4 使用船舶	
(1) 船名	***** 丸
(2) 漁船登録番号または船舶番号	*****
(3) 総トン数または登録長	***** トン *****メートル
(4) 推進機関の種類および馬力数	***** *** 馬力
5 承認の有効期間	
	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 制限または条件	
(1) 裏面記載のとおり	
令和 年 月 日	
福井海区漁業調整委員会 会長 印	

第6関係 様式(裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁船業を行うときは、別に定める標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁船業の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかる遊漁船業の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 当該承認を受けた船舶を使用して、遊漁船業を行うときは、本承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (6) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要がなくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいたったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 当該承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6関係 様式 (表面)

漁調委約第 *** 号	
<h2>遊 漁 承 認 証</h2>	
住所 *** **	
氏名 ** **	
1 釣りの種類	流し釣りおよび錨泊め釣り (流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
2 操業区域	水深200メートル以浅の玄達瀬の海域
3 遊漁期間	6月16日から 8月15日まで
4 使用船舶	
(1) 船名	***** 丸
(2) 漁船登録番号または船舶番号	*****
(3) 総トン数または登録長	***** トン *****メートル
(4) 推進機関の種類および馬力数	***** ** 馬力
5 承認の有効期間	
	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで
6 制限または条件	
(1) 裏面記載のとおり	
令和 年 月 日	
福井海区漁業調整委員会 会長	
	

第6関係 様式 (裏面)

6 制限または条件

- (1) 承認を受けた船舶を使用して遊漁を行うときは、標旗を船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (2) 錨泊め釣りをを行う場合は、ロープ等により船を連結してはならない。
- (3) 遊漁の承認を受けた船舶の所有者または使用者は、6月16日から8月15日までの期間の終了後1か月以内に、期間にかかる遊漁の実績を所属する団体を通じ、福井海区漁業調整委員会に提出しなければならない。
- (4) 承認を受けた船舶を使用して、遊漁を行う時は、第6に規定する承認証を船舶に備え付けておかなければならない。
- (5) 承認を受けた者は、承認期間中にその住所、氏名、使用する船舶等に変更があったときは、変更を確認できる書面および変更事項にかかる書面を添付し、所属団体の長の副申書とともに申請書を福井海区漁業調整委員長に提出しなければならない。
- (6) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、その承認を受けている必要なくなったときまたは委員会指示第5の2および別表2に規定される資格を欠くにいったときには、すみやかに承認証を返納しなければならない。
- (7) 承認を受けた船舶の所有者または使用者あるいは乗船者は、前各号に定めるものの他、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第6の2関係 様式

紛失届

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

今般、玄達瀬※（釣り漁業、遊漁船業、遊漁）※承認旗・標旗を紛失（破損）しましたので、私の所属する組合長の奥書証明を附して、お届けいたします。

なお、後日紛失しました※承認旗・標旗を発見したときは必ず返納することを誓約いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 漁船登録または船舶番号
- 3 船名
- 4 理由

上記のとおり相違ないことを証明いたします。

令和 年 月 日

住所
組合長

※ 該当しない項目を、二重線で消してください。

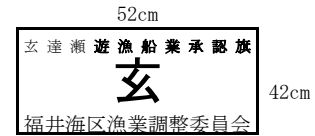
第7関係 様式

●漁業：



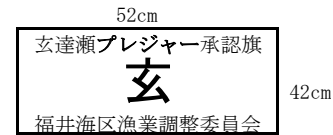
布地の色：当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊漁船業：



布地の色：当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

●遊漁：



布地の色：当該承認期間ごとに福井海区漁業調整委員会が定める色

第7の2関係 様式

※玄達瀬 釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁 釣獲実績報告書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所

氏名

印

承認番号	船名	漁船登録または船舶番号	※操業形態
			釣り漁業・遊漁船漁業・遊漁

操業月日 (月/日)		本	人	本	人	本	人	本	人	本	人
ウスメバル (沖メバル)	尾数										
	kg										
キダイ	尾数										
	kg										
マダイ	尾数										
	kg										
メダイ	尾数										
	kg										
ブリ類	尾数										
	kg										
その他	漁種名										
	尾数										
	kg										
	漁種名										
	尾数										
	kg										

※該当しない項目を二重線で消してください。

第9関係 様式

玄達瀬釣り漁業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所

氏名

下記により玄達瀬における釣り漁業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣り および 錨泊め釣り
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日
- 4 変更事項

項目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式

玄達瀬遊漁船業承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日

4 変更事項

項目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由

第9関係 様式

玄達瀬遊漁承認内容変更承認申請書

令和 年 月 日

福井海区漁業調整委員長 様

住所
氏名

下記により玄達瀬における遊漁船業承認の下記の変更について承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 釣りの種類 流し釣りおよび錨泊め釣り
(流し釣りは、浮き魚を対象としたルアーによるものに限る)
- 2 承認番号 漁調委釣第 号
- 3 承認年月日 令和 年 月 日

4 変更事項

項目	変更前の内容	変更後の内容

- 5 変更時期
- 6 変更理由